

調達管理番号・案件名	
24a00553 カメルーン国小規模農家のためのキャッサバ・バリューチェーン改善プロジェクト	

質問と回答は以下のとおりです。

2024年9月30日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第3条 実施方針及び留意事項 2.(2)	普及については、IRADのアンテナに依存するのではなく、農業・農村開発省農業技術普及を担当する部局と連携をする体制を検討すると思いますが、その部局については明言ありません。農業組織・営農支援局農業普及課がそれを担う部局として想定されていると考えてよいでしょうか。 また、R/Dの署名者に、農業・農村開発省は含まれておりませんが、JCCのメンバーには想定されています。本プロジェクトの実施にあたり農業・農村開発省との連携が期待されていますが、プロジェクト形成の過程で、農業・農村開発省との合意は図られたという理解でよいでしょうか。	想定している普及機関は、農業組織・営農支援局です。課レベルでは、農業普及課が第一の候補です。 プロジェクトの過去の経緯、縦割り意識などが理由で、農業・農村開発省との合意は得られていません。 1年間のバリューチェーン分析後にPDMを見直します。その時に農業・農村開発省の関与を強めることを想定しています。アンテナ配属のIRADの研究者が研究組織の成果を農家に届けるためには、普及組織との連携に係る検討が必要と考えています。
2	9	2. 本業務に係る実施方針及び留意事項	当該箇所には「プロジェクトでは、アンテナ配属の研究者に依存する形ではなく農業・農村開発省農業技術普及を担当する部局と連携する体制作りを検討する。」との記載がありますが、仮に農業・農村開発省との連携を見込む場合、農業・農村開発省職員への日当宿泊・交通費の支弁の可能性はありますでしょうか。	現段階では支弁の想定はございません。 発生する場合は、契約変更を行い契約金額を増額します。
3	9	第2条 業務の背景	詳細計画策定調査は未実施で、2026年1月頃に詳細計画を策定する、とあります。詳細計画策定調査団の派遣が予定されており、プロジェクトは活動1-3「プロジェクトの戦略と詳細計画を策定する」を通じて詳細計画を準備することが求められるという理解でよいでしょうか。 また、詳細計画策定の結果PDMの見直しもあると考えられますが、変更される活動によっては2年目以降の投入(活動予算)の見直しも想定されるでしょうか。	前者は、ご理解のとおりです。 1年目にバリューチェーン分析とともに、カメルーンにおける組織の役割を踏まえ活動範囲を整理すること、2年目以降に活動を行うべき課題の優先順位を決めることを想定しています。そのために、プロジェクト開始約1年後に調査団を派遣します。 後者については、現在のPDMの2年目以降は仮の設定です。2年目以降の活動内容は、1年目のバリューチェーン分析、実施体制を踏まえて優先順位を決めることとしており、予算の範囲内での活動に収めることを想定しています。
4	10	成果1に関わる活動	既存情報(前プロジェクト)で作成されたマニュアルなどは入手できますでしょうか。	本件の先行案件(SATREPS、草の根技術協力事業)では、通常の技術協力プロジェクトで提出される、まとまったマニュアルやガイドライン等の成果品はありません。
5	10	2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務	活動2-2、活動3-1、活動4-1、活動5-2では、農家、加工関係者、仕入・購入者、IRADや普及員、その他の関係者に研修と能力開発を行うことになっています。それぞれの活動は、2年目以降に実施することが期待されていると理解しましたが、都合3年間で何名くらいの規模感を想定しているのでしょうか。予算算出のための参考情報になります。	質問2の回答のとおり、ToT方式での人材育成を想定しています。 10名/州/3年間×3州として、合計3年間で30名程度の指導者を育成することを想定しています。
6	10	2. 本業務にかかる事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務	カメルーンにおいて、研修等のイベントを開催するとき、カウンターパート(C/P)その他参加者に対する手当(日当、宿泊費、交通費等)については、R/Dユニットでは先方政府が負担となっていますが、過去のカメルーンでの実績等からプロジェクトが負担することを想定するのかご教示ください。プロジェクトにて負担する場合、その支払にかかる基準、関連規程をご教示ください。	(I)プロジェクトでの負担を想定するかについて 現段階では想定しておりません。 支払が発生する場合は、契約変更を行い契約金額を増額します。尚、支払う場合は、カメルーン国政府または同国事務所の規定基準に沿って、支払います。 (II)プロジェクトで負担する際の関連規定について カメルーン事務所またはカメルーン政府の規程・基準に沿ってお支払いいただくこととなります。基準については、契約締結後に別途連絡します。
7	19	案件概要表、3. 事業概要、(5) 事業実施体制	p.22 最下段: 案件概要表の追補には【なお、上記は2023年8月の段階の情報。右段階で想定した実施体制では人材が確保できなかったことから2024年6月にカメルーン事務所を經由して実施体制の諸条件や方向性についての変更確認を踏まえて、実施体制の修正や事業実施期間を延長した。】とある。実施体制については、左記の通りではなく、R/Dの通りという理解でよいか。	基本的な実施体制は、RDの通りです。 プロジェクト期間中に農業・農村開発省との関係強化を想定していること、開始時期の変更についてIRADの了解を得ています。
8	29	4. 見積書作成にかかる留意事項	カメルーンにおけるJICAの他案件ではJICA事務所の方針により、研修や出張におけるC/Pの日当はC/P予算から支出することになっております。本件業務も同様であればC/Pの研修、出張に係る日当の見積の計上しないこととなりますでしょうか。また宿泊費、交通費も同様の扱いになりますでしょうか。	ご指摘の「C/Pの日当はC/P予算から支出することになっている。」は在外事務所の方針でなく、案件ごとの剰余の措置と理解しております。 出張旅費については、質問回答No.2をご覧ください。

以上